屋形原保育園 しおり（重要事項説明書）

〈平成29年 4月 1日 〉

1　事業者

事業者の名称	社会福祉法人 文寿会
代表者氏名	理事長 山里　節子
法人の所在地	福岡県福岡市南区花畑1丁目7番13号
法人の電話番号	092-561-1116
定款の目的に定めた事業	第2種社会福祉事業 保育所の経営

2　事業の目的

児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行うこと。

3 運営方針

（1） 家庭を離れる時間の長い園児に、温かい家庭的な保育を行う。

（2） 園児の無限の可能性を信じ、本来持っている能力を伸ばす保育を行う。

（3） 家庭との連携を密にし、園と家庭との理解、協調を目指す。

4　保育所の概要

名称	屋形原保育園
所在地	福岡県福岡市南区花畑1丁目7番13号
電話番号	092-561-1116
法人創立年月日	昭和53年3月20日
事業認可年月日	昭和53年3月20日
施設長氏名	山里　節子
利用定員	0歳児　　4～16名　※3保育室最大の定員＝0･1歳児　45名 1･2歳児　…67名 3･4･5歳児…169名　　計240名
職員数	48名
特別保育の実施状況	障がい児保育，延長保育（1時間　※土曜日は実施していません）
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医	中尾小児科医院：中尾　文也

5 開所日・開所時間及び休所日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	午前7時00分から午後6時00分まで
保育短時間の保育時間	午前8時00分から午後4時00分まで
休所日	日曜日、国民の祝日、休日、年末年始（12月29日から1月3日）

6　施設の概要

敷地 面積	2306.67㎡
建物	鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ床面積1533.32㎡
施設の内容	・乳児室・ほふく室 2室 面積85.96㎡ 調理室28.92㎡、保育室・遊戯室 4室 面積187.89㎡ 調乳室 4.48㎡、乳幼児用トイレ 2箇所 屋外遊戯場1315.95㎡

7　職員体制（平成29年4 月1 日現在）

職 名	常勤人数	非常勤人数
園長	1人	
主任保育士	1人	
保育士	24人	9人
調理員等	5人	5人
嘱託医		1人

8　保護者の負担について

（1）保育料

保育料は福岡市が決定します。

（2）実費徴収

保育料のほかに，保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

①　児童が通常で使用する教材やプリント絵本代等

28年度実績（何も持っていない状態で教材すべて購入した場合）

0歳児：10,479円　1歳児：11,351円　2歳児：16,570円

3歳児：18,804円　4歳児：26,873円　5歳児：30,723円

3歳以上児は指定された体操服（運動会に使用）

半袖シャツ1230円　ズボン970円　冬期長袖シャツ1640円

②　ふとん消毒乾燥代　毎月320円　毛布70円　午睡を行う子ども

③　3歳以上児　誕生会主食費100円

④上記のほか，園外保育（遠足）のバス代など必要な実費については，随時お知らせします。

（3）延長保育料（11時間利用）

延長保育料の減免はありません

随時利用1回500円（3歳以上児）　600円（1・2歳児）　800円（0歳児）

月極利用　4000円（3歳以上児）5000円（1・2歳児）　6500円（0歳児）

超過利用料

1時間延長を超える場合、10分ごとに超過利用料（1時間当たりの保育士2名の人件費（4200円）を10分ごとで割って700円徴収となります。

7:01～7:10　700円　7:11～7:20　1400円　7:21～7:30　2100円　以下省略

例

児童が2名、7:08のお迎えとなった

700円×2名（児童数）＝1400円を随時利用料または月極利用料に加えて徴収します。

（4）8時間利用者の時間外保育料

時間外保育は1日当たり

0歳児：800円　1、2歳児：600 円　3歳以上児：500 円

18時からは11時間利用者の単発利用者と同じ金額

9　給食について

当園の給食の方針	保育園の給食は屋形原保育園の栄養士が献立作成しております。食は命なり全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しております。天然素材のダシを使い、化学調味料を一切使わず、和食を中心とした献立を取り入れています。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を保育園に提出してください。個別にご相談の上、診断書（又は指示書）に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。

10　年間行事予定（28年度）

月	行 事 内 容
4月	入園式
5月	内科検診　歯科検診　ぎょう虫・尿検査
6月	保育参観・
7月	七夕会　防災センター体験活動・お楽しみ会（5歳児）
8月	大掃除
9月	和太鼓指導
10月	内科検診　運動会
11月	園外保育［芋掘り］　保育参観週間　試食会
12月	大掃除
1月	生活発表会
2月	節分［豆まき］
3月	ひな祭り会　お別れ遠足（5歳児）　お別れ会　卒園式
◎毎日の設定保育：　体育・道徳・読み書き・算数（3・4・5　歳児） ◎毎月の行事：　身体測定・避難訓練、交通安全教室・誕生会 ◎運動・音楽指導：体操指導（毎月2　回　3歳児、毎月4回　4・5歳児）	

11、「入園に関してのお願い」の提出

「入園に関してのお願い」で下記の通り登降園や駐車のルール、行事等の約束事を屋形原保育園と保護者で取り交わしております。

記

1　保育時間、登園時間は体操に参加できるように、８時５０分まで、とくにお迎えは幼児の疲労、倦怠を思い時間を守ること。

2　住所、連絡の場所、方法を届け出ること。急な場合の際の連絡の為、携帯電話、職場の電話、メールアドレス、緊急連絡表に届け出ること。なお、37度5分でお知らせの電話、38度でお迎えの電話となること。

3　健康観察表は毎日記入し、必ず担任に提出すること。乳児の哺乳、排便の回数、量など、健康状態その他、保育に必要な事項を毎日担当保育士に連絡すること。

4　園児が発熱、感染症などの場合は、登園させないこと。出来る限り医師の診断を受けること。感染症の際は通園許可書が必要である。なお、保育中は、37度5分でお知らせの電話、38度でお迎えの要請の

電話となること。

５　園児の登園、降園には、必ず保護者が立ち会うこと。やむを得ない時には代理人であることの証明を電話やFAXで事前にすること。昨今事件が発生しているので、お迎えの代理人は大人とする。

６　納入金、持参品、写真や物品申し込みは、その期日を守ること。〆切後の申込書はできない。

７　保護者でおこなうべき健康診断、予防接種、検便等は、早めに実施すること。

８　園児の保育に支障ある行為をしないこと。また、華美な髪かざり・おもちゃ・DVD・お菓子・シール・キーホルダー等は持ってこない。

９　児童の事故保障については、（独）スポーツ振興センターか、園が加入している賠償責任保険で対応する。

１０　別に配布する送迎経路を守り、駐車・駐輪については別紙「登降園についてのお願い」を守ること。できるだけ徒歩・自転車で送迎すること。

１１　行事（保育参観や運動会）は、自動車での乗り入れは禁止する。徒歩、自転車、公共交通機関を利用すること。園の駐車場は行事の時は自転車やバイク置き場とする。

１２　保育園は、集団生活の場であるので、園児のけんかは心身発達のために必要なことである。それについて起きる小さなけが等は、集団保育を希望するならば、各年齢問わず起きることを理解すること。

１３　保育について、責任を持って指導しているが、園児間のトラブルに関して保育園の指導とは別に保護者の道義的責任を求める声がありその際はいきさつ等を説明し保育園が仲介するので親同士話し合い和解すること。

１４　医師会の通知により保育園での投薬はできない。また、アレルギー除去食を希望する園児は、必ず医師の指示書を提出すること。指示書の提出がない場合は保護者の責任で弁当を持参すること。

１５　午後５時からは園庭や固定遊具で遊ぶことを禁止しており、保育方針の「社会的規範を守ること」の第一歩とみなしているので保護者も協力すること。

１６　登園・降園時、職員が車の誘導をしているが不測の事態を考慮し自己の責任で判断し運転すること。安全確認は運転者の責任であること。

１７　疲れから体調を崩すことが多いので、勤務が休みであればゆっくり休養させるために保育園を休んでも支障がないこと。土曜日の保育を希望する保護者は「入園のしおり」にある「土曜保育利用書」を派遣保育士等の配置があるので必ず提出すること。

１８　３歳以上児は年５回の遠足があるが、遠足に行かない学年も栄養士の食育があるので、お弁当持参のこと。また、受水槽点検や給食室メンテナンス等がある時は全学年お弁当を持参すること。

１９　保護者同士の連絡の手紙や物品の仲介はできない。

２０　責任を持って園児の持ち物を管理しているが、まれに保護者や園児の思い違いで探しても見つからないことがあること。

２１　園児がけがをした場合は、緊急なので保育園が病院に連れて行くが、次の治療から保護者となること。

２２　１～２１の項目を他の親族が園児や保育園に関わるならば保護者が説明して、了解を得ておくこと。

以上を、保護者は遵守する旨署名捺印し、屋形原保育園に提出します。